

つくばみらい市水道法施行条例に定める基準（案）について

○条例制定の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次地域主権一括法）が成立し、水道法（以下「法」）が改正されました。

これに伴い、国が全国一律に定めている基準（以下「参酌基準」）を参酌して、地方公共団体が独自に条例で定めることになりました。

○条例の概要

1 趣旨

これまで水道法施行令等で定められていた①布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、②布設工事監督者の資格及び③水道技術管理者の資格について、水道法施行令の基準を参酌し定めるものです。

2 主な内容

項目	市条例案	参酌基準
布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事	法第3条第8項に規定する水道施設の新設の工事又はその増設若しくは改造の工事のうち次に掲げるものとする。 (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事 (2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事	なし (法第3条第8項及び第10項並びに水道法施行令第3条による水道の布設工事の範囲内)
布設工事監督者の資格	法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第	布設工事監督者の資格（水道法施行令第4条及び水道法施行規則第9条）

	<p>388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の</p>	
--	---	--

	<p>卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p>※参酌基準どおり</p>	
<p>水道技術管理者の資格</p>	<p>法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条の規定により水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う資格を有する者</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業し</p>	<p>水道技術管理者の資格（水道法施行令第6条及び水道法施行規則第14条）</p>

た者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

※参酌基準どおり